平成２３年（フ）第２６５号
京都市南区久世中久世町２丁目110番地１
メゾン・アピカル406
債務者　井上　祐輝
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地66棟306号
債務者　小松原好枝
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３００号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地66棟306号
債務者　小松原千秋
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
京都市伏見区横大路中ノ庄町11番地
債務者　坂西　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番２―404号
債務者　堂城陽右子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４６号
兵庫県尼崎市南清水34番12号
債務者　亀井　正子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４号
鳥取県鳥取市北園１丁目194番地
債務者　平田　愼二
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５号
鳥取県鳥取市北園１丁目194番地
債務者　平田眞里子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４号
鳥取県八頭郡若桜町大字高野560番地、旧住所鳥取県鳥取市円通寺275番地
債務者　川上　幸枝（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
鳥取県鳥取市卯垣５丁目54番地　福田方、住民票上の住所鳥取県鳥取市百谷232番地２
債務者　浅田美智明
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４号
鳥取県米子市東福原８丁目14番17号
債務者　住田由佳梨
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４０号
鳥取県米子市西福原８丁目10番15―105号
債務者　塚澤　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１７号
愛媛県松山市吉藤５丁目10番21号　パールコート103号
債務者　小倉　翔太
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
愛媛県松山市北条辻574番地１　メゾンラフィネA102号
債務者　西原　裕也
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
愛媛県松山市正円寺４丁目６番41号
債務者　近藤　克人
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６３号
愛媛県松山市太山寺町663番地５
債務者　三好志都香
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第７６号
愛媛県松山市宮西３丁目６番２号　井上アパート
債務者　佐治　正作
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所